

プレジャーボートの事故を防止しましょう! その3

~ 港内での安全運航 ~

先月号の内容 ▶詳しくはバックナンバーをご覧ください。

- 春先から5月頃にかけて**荒天**の影響で船舶の航行に支障が生じる事故(**荒天難航**)が増加します!
- 小さい船舶**ほど風・波の影響を受けやすい。●**港内**や**湾内**で事故が多い。いずれも岸から1海里(1,852m)以内で多発。
- 出航前**はもちろん、**出航後の活動中**も気象海象をチェックし、**無理のない計画**で活動しましょう!



第九管区 海の安全通信
バックナンバー

暖かく気持ちの良い春、プレジャーボート・ミニボート*・手こぎボート等で釣りを楽しむ絶好のシーズン到来!!

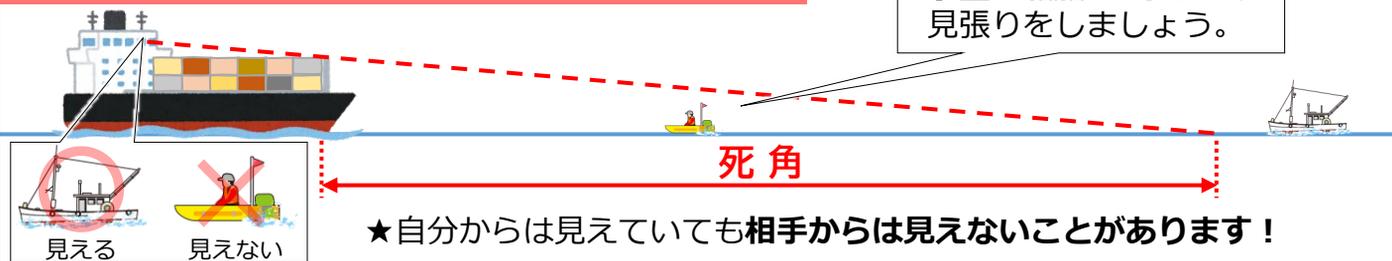
* 船の長さが3m未満、小さいエンジン・モーター(出力が1.5kW(2.039馬力)未満)がついている船舶

港内

では漁船やタンカー、旅客船等大小様々な種類の船舶が行き来しています。

知っておきたい知識やルールをご紹介します!

◆ 大型船舶には「見張りの死角」がある!



安全のため大型船舶には安易に**近づかない**ようにしましょう。通過時の**航走波**にも注意!

自船の存在をアピールしましょう!

- ・認識旗等の目立つものを掲げる(3m以上の高さが望ましい)
- ・目立つ色の服装にする



船舶の中でとても小さいミニボート・手こぎボートは、他船から見えずらい...

◆ 汽艇等に関する港内でのルール!

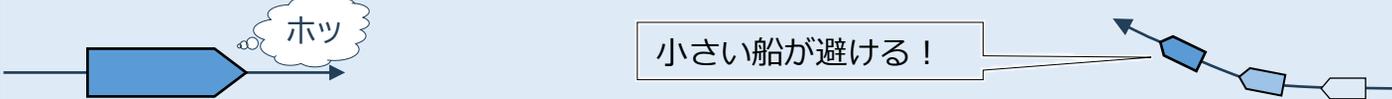
港内での船舶交通の安全及び港内の整頓を図るため「**港則法**」によって様々なルールが定められています。以下はその一部です。

※ (港則法第3条) 「汽艇等」とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船(動力船)をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

つまり **プレジャーボート・ミニボート・手こぎボート** も含まれます!

① 港の中を航行するときは**小さい船(汽艇等)**が大きい船(汽艇等以外)を**避ける**。

<参照: 港則法第18条 **港内での避航義務**>



② 船舶は**岸壁や棧橋及び港の入口付近等**他船の航行の妨げとなる海域で**みだりにアンカーや係留など**をしてはいけません。

<参照: 港則法施行規則第6条 **停泊の制限**>



ルールを守って安全に楽しみましょう!

Water Safety Guide
ウォーターセーフティガイド



モーターボート編



ミニボート編

事故防止のための
知識や技術等を掲載

問い合わせ先 : 第九管区海上保安本部
海の安全推進本部 (交通部安全対策課)

〒950-8543
新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
TEL 025-285-0118